

毎週火、金曜日発行(但休、当日、土曜日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇選管告示 目次

鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙期日等
 鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における選挙長等の選任
 鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙に投票用紙の様式等
 鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における選挙会の場所等
 鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙の選挙立会人の届出が十人をこえる場合のくじを行なう場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百

号)第三十三条第一項の規定に基づき、鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙を、昭和三十九年八月六日に執行する。

なお、選挙すべき委員の数は、九人である。

昭和三十九年七月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

昭和三十九年八月六日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における選挙長及びその職務代理者を、次のとおり選任した。

昭和三十九年七月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一職名	住 所	氏 名
選挙長	鳥取市賀露町一、四八四	網師銀蔵
選挙長職務代理者	鳥取市賀露町一、五一三	中村弘治
二 選挙長の職務場所		
	鳥取市東町一丁目二二〇番地	

一 職名

住 所

氏 名

氏 名

選挙長職務代理者 鳥取市賀露町一、五一三 中村弘治

二 選挙長の職務場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

